

# 不正防止計画

2024年8月1日策定

株式会社 IT 工房 Z は、不正防止対策の基本方針に基づき、具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。

## 1 方針

- (1) 不正防止計画の推進を担当する者（以下「防止計画推進担当」）は、代表社員とする。
- (2) 防止計画推進担当は、統括管理責任者とともに、会社全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。
- (3) 防止計画推進担当は、外部専門家との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。
- (4) 防止計画推進担当は、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、会社全体の状況を体系的に整理し評価する。
- (5) 不正防止計画の策定にあたっては、上記（4）で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。
- (6) 社員は、不正根絶のために、防止計画推進担当と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

## 2 不正防止計画

上記1－(4)に基づく検討の結果、2024年度は、農林水産技術会議ホームページに掲載されている「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の「自己点検シート」に対応するため、2024年度の不正防止計画を（別紙）のとおり策定・実施する。

以上  
（別紙）

### 2024年度の不正防止計画

不正発生要因	具体的対応	担当	対応規則等
<p>第1節 機関内の責任体系明確化</p> <p>(1) 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化</p> <p>(2) 監事に求められる役割の明確化</p>	<p>(1) 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を定め、HPに掲載する。</p> <p>(2) 外部専門家や第三者機関を招請し、対応する（幹事設置まで）。</p>	最高管理責任者	<p>(1) 公的研究費の管理体制</p> <p>(2) 公的研究費に係る内部監査計画</p>
<p>第2節 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備</p> <p>(1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）</p> <p>(2) ルールの明確化・統一化</p> <p>(3) 職務権限の明確化</p> <p>(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p>	<p>(1) コンプライアンス教育の実施内容を定め、誓約書提出を定める。</p> <p>(2) 明確なルールを定める。</p> <p>(3) 明確な職務権限を定める。</p> <p>(4) 規定を定め、不正告発窓口をHPに掲載する。</p>		<p>(1) (2) コンプライアンス教育・啓発活動等の実施計画、同計画の様式2及び3</p> <p>(3) 競争的研究費等に係る職務権限の明確化</p> <p>(4) 公的研究費による不正行為に関する調査の体制・手続等及び、公的研究費の管理体制</p>
<p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施</p> <p>(1) 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置)</p> <p>(2) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施</p>	<p>(1) (2) 防止計画推進担当者を定めて、不正防止計画を策定する。</p>		<p>(1) (2) 不正防止計画及び別紙</p>

第4節 研究費の適正な運営・管理活動	研究費の適正な運営・管理活動のための規定を定める。		公的研究費の適正な運営・管理活動に係る対応
第5節 情報発信・共有化の推進	当社 HP にて外部に公表する。		当社 HP 及び公的研究費の管理体制
第6節 モニタリングの在り方	内部監査及びモニタリングの規定を定める。		公的研究費の適正な運営・管理活動に係る対応

\*不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換の状況

日時	参加者	意見交換した内容